

専門部会の結果について

○大阪市空家等対策協議会（第4回専門部会）

- 1 日時：平成30年2月8日（木）10時00分～12時00分
- 2 場所：大阪市役所本庁舎地下1階 第2共通会議室
- 3 出席委員：阿部委員、岡委員、昇委員、難波委員
- 4 議事等

- 1) 前回までの議題案件の報告について し
- 2) 議題案件について（議題1～4）

5 議事要旨

- 1) 大阪市より前回までの議題案件について、その後の状況を報告。
- 2) 議題1～4に関して、勧告を行うことについて、各区役所からの概要説明の後、委員にて協議を行い、議題1～4については、それぞれの委員から妥当であるとの意見があった。

第1回～第4回議題案件 対応状況表

（平成30年7月26日現在）

回次	議題案件数	特定空家等の分野		勧告の実施	命令の実施	行政代執行の実施	是正済	その他
		保安上	生活環境上					
		危険	不適切					
第1回 H28.10	3	3	1	3	0	0	1	
第2回 H29.2	4	4	0	2	2	1	4	
第3回 H29.9	1	1	0	1	0	0	0	
第4回 H30.2	4	4	2	3	0	0	0	
合計	12	12	3	9	2	1	5	

○特定空家等にかかる行政代執行の実施について

- ・第2回専門部会議題4について行政代執行を実施
（裏面参照）

特定空家等にかかる行政代執行の実施について（大阪市）

1. 行政代執行の概要

実施期間 平成30年3月12日（月）～平成30年3月16日（金）

建物所在地 大阪市此花区伝法5丁目9番4号

建物所有者 登記簿上の所有者は既に死亡 相続人1名

建築物概要 木造平家建て住宅 延べ面積約34.0㎡（実測） 大正5年新築



代執行に至った理由

・柱・梁等の構造部材にも著しい損傷が見られ、このまま放置すると西側外壁も倒壊し、通行人等第三者に危害を及ぼすおそれがあったため。

代執行の内容

- ・家屋の地上部分を除却（基礎は除く）
- ・隣接する家屋調査、界壁補修。
- ・代執行費用 約150万円（税込）

2. 代執行終了までの主な経過

- ・平成28年3月～ 所有者調査・指導開始
- ・平成29年7月 相続人あて「**勧告書**」を送付。（措置期限:約60日間）
- ・平成29年12月 相続人あて「**命令書**」を送付。（措置期限:21日間）
- ・平成30年1月 相続人あて「**戒告書**」を送付。（措置期限:21日間）
- ・平成30年2月 相続人あて「**代執行令書**」を送付。
- ・平成30年3月 行政代執行を実施。建物の除却完了。



行政代執行前



行政代執行後